

規制シート(様式)

080193100420001

平成28年12月27日

規制の名称	無尽会社の経営の健全性確保に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	無尽業法(昭和6年法律第42号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	掛金者を保護し、信用秩序を維持するため、無尽会社の経営の健全性を確保すること。		
規制内容の概要	無尽業の営業に係る免許制、資本金規制、業務又は財産の状況に関する報告する義務又は資料を提出する義務 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	貸借対照表の公告義務について、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない無尽会社については、適用しないこととする見直しを行った(資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成23年5月25日公布)。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	無尽業者の経営の健全性確保や掛金者保護の観点などから、規制を維持することが必要	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成23年法律第49号)附則第32条		
次の見直し時期	平成33年度		